貸　金　庫　規　定

第 1 条　（格納品の範囲）

1　貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

①　公社債券、株券その他の有価証券

②　預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類

③　貴金属、宝石その他の貴重品

④　前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

2　当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

3　貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

①　現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの

②　危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の用法による保管に適さないもの

第 2 条（利用目的の確認）

1　貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第 1 条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。

2　貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

第 3 条　（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間の自動継続とします。

第 4 条　（使用料）

1　貸金庫の使用料は、当金庫所定の金額により半年分を前払いするものとし、毎年 4 月 15 日に 4 月 1 日から 9 月 30 日までの半年分、10 月 15 日に 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの半年分を借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず自動引落しのうえ、使用料に充当します。指定預金口座の残高が支払日において、使用料に満たないときはただちに入金してください。この場合、当金庫は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引落しできるものとします。また、当初契約時の使用料は、契約時に契約日の属する月を 1 か月としてその月から月割計算で自動引落しします。

なお、領収書の発行は原則として行いません。

2　使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降最初に到来する前項による引落分から適用します。

3　契約期間中に解約があった場合、第 1 項の前払い使用料は、解約日の属する月の翌月から月割計算により返戻します。

第 5 条　（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章（または署名）により封印し、当金庫が保管します。

第 6 条　（貸金庫の開閉等）

1　貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人が正鍵を使用して行ってください。

2　開庫にあたっては、当金庫所定の開庫依頼書に届出の印章により署名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

3　格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

第 7 条　（届出事項の変更等）

1　印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。

2　届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 8 条　（印章、鍵の喪失時等の取扱い）

1　印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。

2　正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取り替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第 9 条　（印鑑照合等）

開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。なお使用される鍵については当金庫は確認する義務を負いません。

第 10 条　（損害の負担等）

1　災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

2　前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

3　借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第 11 条　（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第 12 条第 3 項第 1 号のＡからＥのいずれかにも該当せず、もしくは第 2 号のＡからＥのいずれか一にでも該当する行為をせず、または第 1 号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしていない場合に使用することができ、第 12 条第 3 項第 1 号のＡからＥのいずれかに該当し、もしくは第 2 号のＡからＥのいずれか一にでも該当する行為をし、または第 1 号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

第 12 条　（解約等）

1　この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 8 条に準じて取り扱います。

2　次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①　借主が使用料を支払わないとき
②　借主について相続の開始があったとき
③　借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
④　店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
⑤　借主または代理人がこの規定に違反したとき
⑥　借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
⑦　本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
⑧　法令で定める本人確認等における確認事項や第２条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
⑨　マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

3　前項のほか、次の①のＡからＥのいずれかに該当し、もしくは②のＡからＥのいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。なお、これにより借主に損害が生じた場合でも、当金庫に損害賠償請求することはせず、また、当金庫が損害を被った場合は、その損害額をお支払いいただきます。

①　私は現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②　自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

Ａ．暴力的な要求行為
Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為
Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
Ｅ．その他ＡからＤに準ずる行為

4　第 2 項、第 3 項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 4 条第 3 項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第 4 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

5　第 1 項から第 3 項の明け渡しが 3 か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

6　使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

第 13 条　（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引き取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第 14 条　（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等　緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第 15 条　（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

第16条　（規定の変更）

1 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

（追　記）保護函借用の場合は、本規定の「貸金庫」の文言は「保護函」と読み替えてください。

以　上

2026 年 7 月 1 日現在